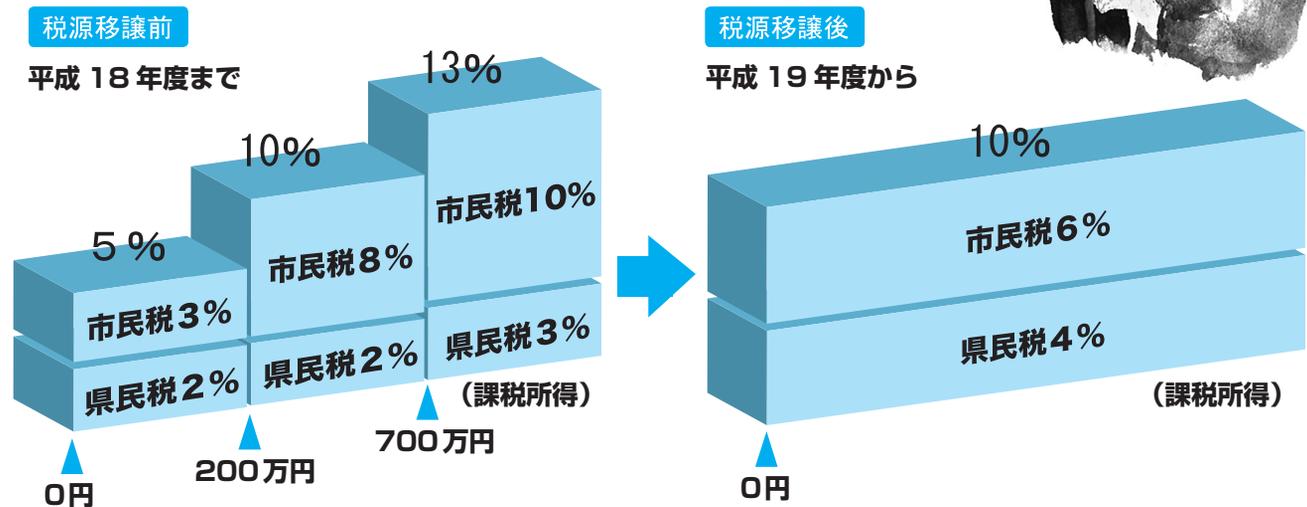


# 6月から住民税が変わりました

## 税源移譲にともなう税率変更（税負担は変わりません）

住民税の所得割の税率が10%に統一されました。

三位一体の改革に伴い、所得税（国税）から個人住民税（地方税）に税源が移譲されるため、平成19年度以降の所得税および個人住民税の税率構造が変わりました。住民税所得割の税率は、課税所得の金額に応じて3段階（超過累進構造）に分けられていましたが、課税所得の多少にかかわらず6月納期分から一律10%（比例税率構造）に統一されました。



※今回の税源移譲の前後で、所得税と住民税を合わせた納税額は、所得税が減額された分、住民税が増額されるため基本的には変わりません。また、税源移譲の詳細につきましては、「広報筑西ピープルNo.43号（平成19年1月号）」または市ホームページをご覧ください。

## 定率減税の廃止

定率減税（平成18年度 7.5%・上限2万円）は、平成11年度に景気対策として導入されましたが、経済状況の好転により平成19年6月から廃止となりました。このことにより、所得金額が前年と同額でも、住民税の負担は増えることになりました。

## 住民税における老年人者非課税措置の廃止

65歳以上（平成17年1月1日において65歳に達していた人）で合計所得金額が125万円以下の人の非課税措置が廃止されることになりました。課税割合が段階的に変更になりました。

平成18年度

所得割・均等割とも3分の1を課税



平成19年度

所得割・均等割とも3分の2を課税

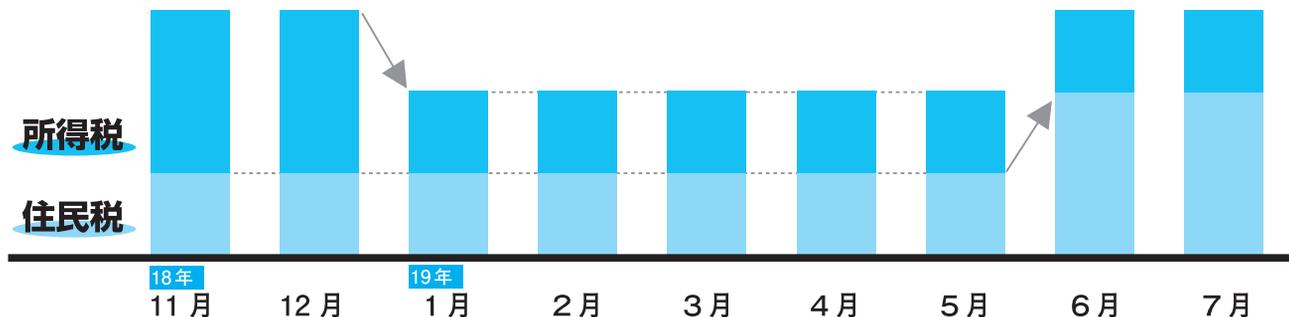
※平成20年度からは所得割・均等割が通常の課税になります。

## ● 税源移譲による所得税の減額と住民税の増額の時期にはズレがあります

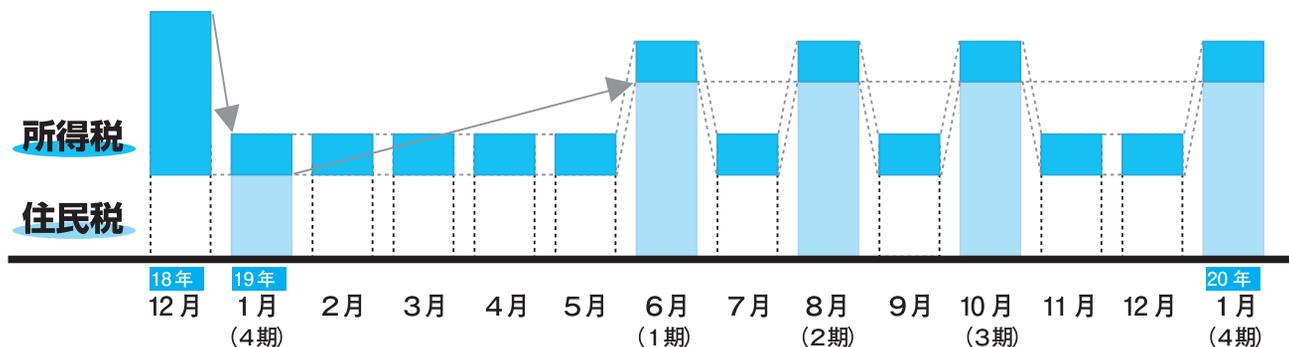
給与所得者

平成19年1月から源泉徴収されている所得税が減り、平成19年6月から徴収される平成19年度の住民税は増えます。

### ① 所得税・住民税が給与天引きの場合（特別徴収）

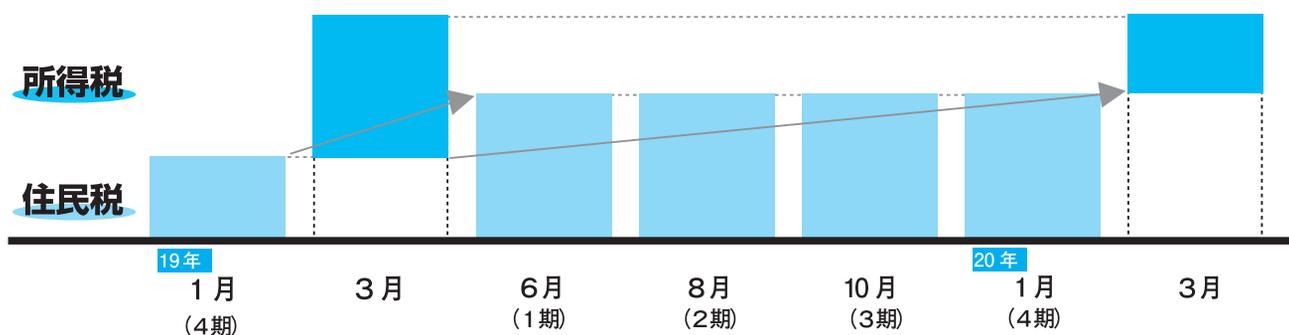


### ② 所得税のみ給与天引きの場合（普通徴収）



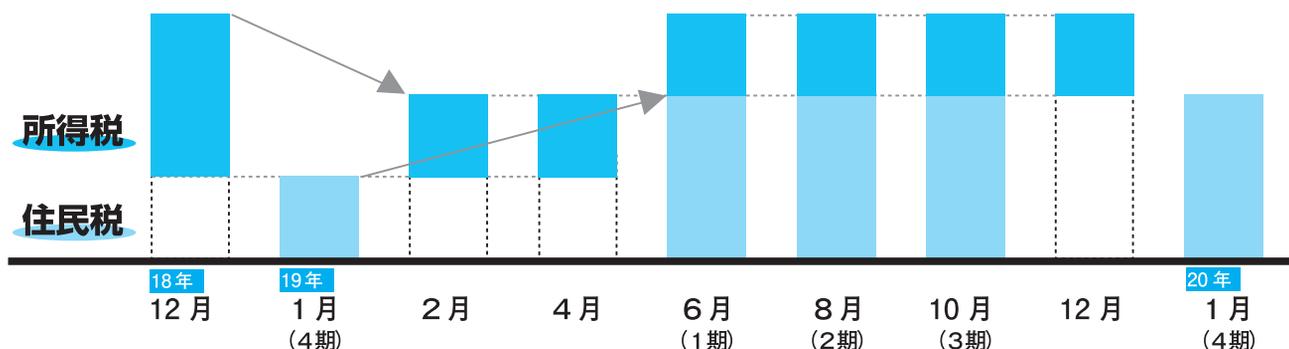
農業所得者・事業所得者（自営業）

平成19年6月から徴収される平成19年度の住民税が増え、平成20年3月の確定申告からは所得税が減ります。



年金受給者

平成19年2月から源泉徴収されている所得税が減り、平成19年6月から徴収される平成19年度の住民税は増えます。



● 問い合わせ 市民税課 市民税第一係（内線 469・470）